

議員提出議案第 6 号

中央防災会議で浜岡原発震災を未然に防ぐ措置をとることに関する意見書

上記の議案を提出する。

平成16年 6 月 1 1 日

提 出 者

9 番 本 間 まさよ

2 番 きくち 太 郎

1 6 番 大 野 まさき

2 0 番 井 口 良 美

2 1 番 石 井 一 徳

2 7 番 寺 山 光一郎

2 9 番 露 木 正 司

3 0 番 水 野 学

武蔵野市議会議長 田 中 節 男 殿

中央防災会議で浜岡原発震災を未然に防ぐ措置をとることにに関する意見書

静岡県にある浜岡原発は東海地震の震源域の真ん中にあります。東海地震によって浜岡原発が破壊され、地震災害と放射能災害が重なった場合を「浜岡原発震災」といいます。

日本の災害対策は、災害対策基本法にしたがって組織された「中央防災会議」が最高の責任を背負っています。「浜岡原発震災」を未然に防止することは、中央防災会議の大きな仕事であるはずですが、しかし、2001年11月、中央防災会議の「東海地震に関する専門調査会」報告には、浜岡原発の項目はなく、東海地震で最も大きな被害が予測される静岡県でも、浜岡原発震災については、「国の管轄」であるとして、被害を想定していません。

一方、国の原子力安全委員会は、原発から放射能・死の灰が放出されるような事故を想定し、ヨウ素剤の服用についての細かな指示や被曝線量について、屋内退避の指示や通常の見準値の500年分以上になれば、避難することなどを規定しています。しかし、これは通常の事故です。浜岡原発震災という異常な事態において、一体そのような対応が可能なのか、阪神・淡路大震災の惨事と放射能災害を重ねて考える必要があります。

過去、日本の原子力防災対策は1979年のスリーマイル島原発事故の後に「防災指針」、阪神・淡路大震災の後に防災基本計画「原子力災害対策編」、JCO臨界事故の後に「原子力災害対策特別措置法」がつくられたように、すべて後手後手になっています。しかし、浜岡原発震災が起きてから、原発震災防災対策を検討するのでは間に合いません。大人には、放射能に最も弱い子どもたちから次々に倒れていくような惨事を、未然に防ぐ絶対的な責務があります。

よって武蔵野市議会は、中央防災会議が防災対策基本法にしたがって浜岡原発震災を未然に防ぐ措置をとることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年 6 月 日

武蔵野市議会議長 田 中 節 男

内閣総理大臣 あて